

# 脱原発の倫理的基礎づけと人権の哲学

— E C R R 二〇一〇年勧告、権力、正義の視点から —

中 島 吉 弘

桜美林大学リベラルアーツ学群

The Ethical Foundations of Anti-Nuclear Movement and Human Rights :  
A Study with Special Reference to 2010 Recommendations of the ECRR, Power and Justice

NAKAJIMA Yoshinori

College of Arts and Sciences, J. F. Oberlin University

キーワード：三次元の権力、真の利害、有意義な反実仮想、根源的偶有性

## はじめに

最悪の場合、東日本の壊滅すら予測されたあの東京電力福島第一原子力発電所の過酷事故から一一年。われわれはあれほどの未曾有の巨大危機を経験しながらも、脱原発への政策転換はなぜか未だになされていらない。本論考は、素朴ではあるが問題の核心を突くこの疑問に答えようとする試みである。その際、

これまでほとんど関心が示されていない人権論や正義論の視点に権力論の視点を加えて考察し、脱原発の倫理的基礎づけを試みたい。

具体的には、本論考での考察は以下の手順で行われる。はじめに、こうした試みを先駆的に行った『欧州放射線リスク委員会（ECRR）二〇一〇年勧告』<sup>1</sup>に注目し、われわれの問題意識に関連する言説の内在的読解を通して、原子力産業の活動

を正当化する功利主義の問題が検討される。次いで、われわれの正しい倫理的判断と人々の真の利害関心の形成を阻害する権力のメカニズムが検討される。最後に、根源的偶有性に支えられるモラルとしての人権と正義の視点から、原子力産業の活動はその本質において人権と正義と相容れない点が確認される。つまるところ、本論考がめざすのは、権力論を媒介とする脱原発のための人権と正義の哲学の探究であり、その倫理的基礎づけである。

## I 欧州放射線リスク委員会の問題提起

本章において考察の手がかりとするのは、先に触れたECRRの二〇一〇年勧告(以下、勧告と略記)の「第四章 放射線リスクと倫理原理」である。なぜなら、この勧告は功利主義に立脚するICRP(国際放射線防護委員会・International Commission on Radiological Protection)のリスクモデル批判に際して、ドウォーキン(Ronald Myles Dworkin 1931-2013)の権利論やロールズ(John Rawls 1921-2002)の正義論、ハーストハウス(Rosalind Hursthouse 1943-)の徳倫理学などに注目しながら、説得力のある独自の放射線リスクモデルを構想・展開し、ICRPのリスクモデルの批判とそのりこえを試みているからである。具体的には、原子力による「放射能汚染は、第二次大戦後のニュルンベルク裁判で議論されたタイプの人道に対する普遍的な犯罪である」<sup>2</sup>との極めて重大な見解、つまり社会生活において人々が守るべき道理、善悪・正邪の判断にお

いて普遍的な規準となる倫理的な判断がこの勧告には明示されているからである。

勧告によれば、欧州放射線リスク委員会(以下、ECRRと略記)は「自発的に創造された市民組織(Civil Society)の一つである」。しかし、なぜこのような「市民組織」が誕生することになったのであろうか。この問いへの応答は、以下の設立経緯に関する説明から了解されよう<sup>3</sup>。すなわち、欧州では「放射能汚染の影響から市民を防護するはずの民主的機能が崩壊している」という、はつきりとした警戒すべき証拠に直面する中で、危機感に駆られた市民がそうした事態を是正すべく複数の市民組織を自発的に誕生させたということである。さらにこうした危機感から自発的な市民組織を誕生させる際に原動力となったものは、「原子力関連施設の大規模な開発と汚染を背景にした、緑グループ(The Green Group)による環境運動」<sup>4</sup>であった。具体的には、この「緑グループ」の環境運動による「その他あるいはそれ以前の市民組織の目的とイデオロギーの見直しの結果」<sup>5</sup>であったという。

ECRRの科学担当委員であるバズビー(Christopher Busby 1945-)の証言によれば、一九九七年、ECRRは欧州議会内の「緑グループ」によって開催された「ブリュッセルの会議での議決に則って」<sup>6</sup>設立され市民組織である。その構成メンバーはチェルノブイリ原発事故(一九八六年四月)を経験した「ウクライナやベラルーシ、ロシアの科学者」を中心とする「世界の四〇人以上の科学者」<sup>7</sup>たちであった。ここでいわれるこのブリュッセル「会議は、現在では基本的な安全基準指針として知

られている、欧州原子力共同体指針96/29の詳細に関して討議するために特別に招集された」<sup>8</sup>のであった。

ところで、われわれがECRRの言説に注目するのは、検討すべき四つの課題の中に「科学的知識の現状や生きた経験、予防原則 (Precautionary Principle) に基づいて」政策的勧告の基礎となる「倫理学的分析と哲学的枠組みを生み出すこと」<sup>9</sup>が含まれているからである。以下では、本論考の問題関心から二〇一〇年「勧告の概要」<sup>10</sup>の言説に内在して、はじめにその基本骨格を跡づける。次いで、ECRRが提起する政策的勧告の基礎となる「倫理学的分析と哲学的枠組み」の核心を明らかにしたい。

「勧告の概要」によれば、ECRRはICRPのリスクモデルを批判するために設立された市民組織である。しかし注目すべきなのは、その際「ICRPモデルにある暗黙の原則の倫理的な基礎を検討する」<sup>11</sup>、と述べている点である。その批判のポイントは以下の通りである。「ICRPのリスクモデルは、受け入れられる科学的道筋を通じて生まれたものではないと〔ECRRは〕結論する。とりわけICRPは急性の外部放射線被ばくの結果を、複数の点線源からの慢性的な内部被ばくに適用し、これを支持するためには、もっぱら放射線作用の物理的モデルに頼ってきている。しかしながら、これは結局において平均化してしまうモデルであり、細胞レベルで生じる蓋然的な被ばくには適用できない。」<sup>12</sup>

だがここで了解しておくべきは、こうした「放射線作用の物理的モデル」に支えられたリスクモデルを展開するICRPの

設立経緯である。勧告は「第五・二節 外部および内部被ばくのICRP放射線被ばくモデルの歴史的由来」の中でこう述べている。すなわち「ICRPは、その始まりが一九二八年の国際X線ラジウム防護委員会 (International X-Ray and Radium Protection Committee) にあると主張している。〔だが〕本当のところは・・・その種は一九四五年にまかれたとみることができ。すなわち、ICRPに直接先行する団体は、米国放射線防護審議会 (NCRP: National Council on Radiation Protection) (一九六四年に米国連邦議会により設立認可された非政府機関) である。原子爆弾の実験を行い、それを日本に投下していた合衆国政府は、核科学が持っているどうしても軍事機密が絡んでくるその特質を一九四六年には明確に認識していた。そこで核物質の私的保有を非合法化し、その分野を管理するために原子力委員会 (AEC: Atomic Energy Commission) (軍事・平和両面にわたって原子力行政を管理するため、一九四六年に設立されたアメリカ大統領直属の政府機関) を設立した。それと時を同じくして、NCRPがX線とラジウム防護諮問委員会 (US Advisory Committee on X-ray and Radium Protection) (一九二九年創立) を改組してつくられた。・・・今日では、核兵器の研究や開発を妨害しないような被ばく限度になるように、NCRPがAECから圧力を受けていたことを示す十分な証拠が存在している。」<sup>13</sup>

少なくともこのような「歴史的由来」を踏まえる中で、先に触れたICRPのリスクモデルを支える「暗黙の原則の倫理的な基礎」が問われているのである。では、ECRRはこの問い

にどう答えているのか。いうまでもなく、功利主義がその倫理的基礎である、というのがその答えである。つまり核兵器の研究や開発に対する「ICRPの正当化は、時代遅れの哲学的推論、とりわけ功利主義的な平均的費用－便益計算に基づいている」<sup>14</sup>、という。行為や制度の社会的な望ましさは、その結果として生じる効用 (utility) によって決まるとする功利主義 (utilitarianism) は、勧告によれば、「行為の倫理的な正当化のための根拠としては、それが公平な社会と不公平な社会あるいは条件とを区別する能力を欠いており、すでに長い間退けられている」考え方である。なぜなら「功利主義は、たとえば計算されるのは全体の便益だけで個々人の便益ではないとの理由から、奴隷社会を正当化するためにも使われ得る」<sup>15</sup> 倫理學説だからである。

かくして勧告はこう提案する。すなわち、ECRRは「ロールズの正義論、あるいは「国連の人権宣言」<sup>16</sup> に基づく考え方等の人権に基づく哲学を、行為の結果として公衆の構成員の回避可能な放射線被ばくの問題に適用すべきである」<sup>17</sup>、と。その結論はこうである。「同意のない放射能放出は、それがもたらす最も低い線量であっても、・・・有限の致死的な危害の確率をもつので、倫理的に正当化できない」<sup>18</sup>。

## II ECRRの倫理的問題提起の骨格

### 一 「民生原子力計画の倫理的基礎」としての功利主義

次に、勧告の「第四章 放射線リスクと倫理原理」の中の「第四・三節 民生原子力計画の倫理的基礎」の言説を跡づけておきたい。勧告によれば、ICRPが暗黙に立脚する倫理的な考え方は、「功利主義的伝統に固く根差して」いるのであり、その「哲学的基礎からもたらされる意思決定の方法は、必然的に費用－便益分析 (cost-benefit analysis) の方法」<sup>19</sup> となる。さらに勧告では、「第四・三・二節 異なる倫理の見地から見た原子力の健康への影響」を考察する中で、功利主義が批判的に分析されている。その分析によれば、功利主義はある行為や「政策の倫理的正しさ (ethical rightness)」を、「社会の全構成員の幸福の総和を最も大きくできる、その能力に基づいて評価する道徳哲学」である。その中核となる信条 (central tenets) は、「結果が行為の道徳的評価の鍵」であると考えるのである。つまり、行為の「道徳的正しさを評価するためには、それらが幸福をもたらしたのかそれとも不幸をもたらしたのかという観点」から、行為の結果を比較しなければならぬ。こうした功利主義が立場としてめざすのは、いうまでもなく「功利、すなわち幸福の総計を最大にすることである」。しかしここで重要なのは、この功利主義の立場は「幸福の分配については、何も述べていない」という点である。現に、こうした功利主義の考え方は「奴隷社会と全く矛盾しない」ものとして批判されてもいる<sup>20</sup>。

確かにこうした功利主義の立場からすれば、「公衆に与える

被ばく線量」については「平均」において考えられるものとなる。その結果、「平均において幸福を最大にする」ための「費用－便益分析」には「根本的な哲学的問題」が伴うことにもなる。具体的にいえば、功利主義は「難解な道徳的問題を単純な数式に還元」する手法をとるために、「二〇世紀の公的な意思決定を形作ってきた」経緯がある。就中、政策立案者にとっては上記手法をとる功利主義は直感的に魅力を感じさせるものがある。なぜなら、功利主義は政策立案者に自身の政策が正しいと信じ込ませてしまうからである。いいかえれば、「手がつけられないほど複雑な状況」ですら掌握可能であり、自身の政策を擁護するための回答も用意できる、と功利主義は政策立案者に思い込ませるのである<sup>21</sup>。

だが「功利主義的計算の欠点は、それが多くの市民にとって道徳的に不快 (morally repugnant) な結果をもたらす」点にある、と勧告はいう。なぜなら、功利主義は本質的に「個々人の権利 (individual rights)」ではなく、「平均的な幸福 (average well-being)」を優先する考え方だからである。その結果、この「平均的な幸福」が優先されるために、市民の道徳的感情からすれば「それは受け入れがたい」ものとなる<sup>22</sup>。市民の道徳的感情と功利主義的計算結果とのこのズレ―市民が懐く道徳的感情としての違和感―の指摘は重要である。勧告はこう述べている。いわく、「功利主義は、エネルギー源から得られる社会的利益や国防兵器のためのプルトニウムと引き替えに、核施設付近に住む子どもたちの白血病による死を許容する。何百万の家庭で電気の炎で得られた温もりは、原子力発電所の風下に住む女性

たちの乳がんと相殺できる」<sup>23</sup>、と。政策立案者の立場からみれば、功利主義は「魅力的に見える」であろうが、「それは市民の道徳的感情には従っていない」<sup>24</sup>。市民が政治家を信頼できなくなるのは、このように考える功利主義が影響しているからであると分析する。

## 二 功利主義批判としての権利論、正義論、徳倫理学

勧告ではさらに、こうした功利主義にとつて代わるべき哲学的立場として、ドウウオーキンが提唱する「権利に基づく理論 (rights-based theories)」が取り上げられている。

勧告はいう。「功利主義が権利を福利 (the good) に従属させる」立場にあるのと対照的に、「権利に基づく理論は・・・福利をつねに権利に従属」させる立場にある。この権利に基づく理論は「政策立案一般に対して、特に民生原子力計画に対して、広範な影響を及ぼすことになる」<sup>25</sup>、と。そしてさらにいう。権利に基づく理論の出発点は、「共同体全体のより大きな福利のためならば、どのような所与の個々人の幸福であっても犠牲にする、功利主義の平均化原理 (the averaging principle) を拒否することである。権利に基づく理論は、それぞれの人間は個人としての侵すことのできない権利を持っており、国家はその個人の明確な許可を得たときにのみそれらを無視することが許される、と主張する」<sup>26</sup>つまりドウウオーキン自身述べているように、国家による「比較的重要な権利の侵害」は、「人間を人間以下のもの、または他の人々よりも配慮に値しないものとして扱うことを意味する」<sup>27</sup>。

ドゥオーキンは功利主義に対抗する立場から、正義、市民的不服従、人種差別などを論じつつ、「等しい配慮と尊敬を受ける権利 (the rights to equal concern and respect)」、つまり国家成立以前に存在し、国家でさえ侵すことのできない、人間が生まれながらもつ権利の優越性を主張する。国家は「一般的な福利 (公共の福祉)」を優先させて、個人の権利を除去可能なものとして定義してはならない。<sup>28</sup>とドゥオーキンが述べるのも、このような個人の権利擁護の立場からである<sup>29</sup>。

ところで、勧告は実践的関心からこう問うている。すなわち、この権利に基づく理論は「原子力産業の活動に対して……どのように適用されるだろうか」と。この問いへの勧告の答えは、以下の通りである。「一般市民が十分な情報を持っていないままで、そして情報に基づく承諾も明らかに欠いたままで」、「原子力発電所の稼働による環境中への放射性汚染物質の放出は、「最も基本的な自然権・身体の不可侵性の権利 (the right to the inviolability of the body) への侵害」<sup>30</sup>となる。

さらに勧告は、「世界人権宣言」の第三条「すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する」の中にも、「放射能で汚染されないための個人の権利についてのよりいっそう明確な声明」を見出している<sup>31</sup>。以上の言説は、最終的に以下の勧告に集約されているといえよう。すなわち、「核廃棄物による市民の身体の汚染がその個人の安全にとって受け入れがたい脅威になっている」とすれば、「依然として法廷で吟味されなければならぬ」とはいえ、その状況は国際法の下ではほぼ確実に (a strong prima facie case) 違法である。原子力産業が合法

的に営業を続けるためには、本当の健康のリスク (真の利害) がすべての人々に正確に知らされなければならず、その合法的営業プロセスを継続することへの人々の同意がなければならぬだろう<sup>32</sup>。

勧告は、さらに議論を押し進めてドゥオーキンの権利論からロールズの正義論へと理論的実践的関心を拡張し、独自の分析を展開している。

勧告によれば、ロールズの『正義論 (A Theory of Justice)』は現代の「道徳哲学・政治哲学に多大な影響を与え」ているが、この労作においてロールズが目指したのは「倫理的に正当な分配 (ethically justifiable distributions) を保障する正義の諸原理を決定することであった。ロールズの関心の中心は「富の分配 (the distribution of wealth)」であったが、ECRRの関心は、このロールズの関心を「原子力プロセス (nuclear processes)」、つまり放射性汚染物質を副産物として不可避免的に生み出す原子力産業の一連の諸活動と結びついている「病気の分配 (the distribution of 'illth)」の考察へと拡張することである<sup>33</sup>。

いうまでもなく、西欧の社会契約思想の系譜を踏まえ、二〇世紀後半にそうした思想を創造的に発展・復権させたロールズの「中心的な知的ツール (intellectual tool)」は「無知のヴェール (the veil of ignorance)」である。ロールズによれば、ある分配が公正でありうるには、その分配に与る当事者たち、つまり相互に利害関心のない合理的な利己主義者たちが社会の基本原則を協議して決定する場である「初期状態 (the original position)」において全員が被る「無知のヴェール」——人間がも

つ偶然的特殊的规定を全く知らない状態の下で、いいかえれば互いに所与の属性、たとえば、契約当事者 (parties) の生まれるながらの才能や能力、人種や性別、所属する階級や階層・家族といった種々の属性に伴う有利や不利をまったく知ることなしに、富を公正に分配する社会の基本原則を話し合い、理性的に協議・選択しなければならぬ。このロールズの立場は、「幸福の総量 (total welfare) を最大にする」ことにのみ関心がふりむけられ、その結果もたらされる「快適な状況によってバランスが取れている限り、少数の人々の非常に不快な状況」を受け入れ正当化してしまう功利主義とは思想のベクトルが正反対である<sup>34</sup>。

ところで初期状態とは、「自由で平等な人々を公正に位置づけるべき条件、すなわち、ある人が他の人に対して不公正な取引を為しえないような条件」の下で、将来に生まれる人々 (子孫) を含む契約当事者が社会生活の基本原則をすべてに先立って協議し採択する場所 (つまりマキシミン・ルールを「行動原理」として発動させるための工夫) Ⅱ概念装置) である<sup>35</sup>。この初期状態にあつては、平等な発言権と拒否権をもつすべての契約当事者が合意できる条項 (社会の基本原則) のみが採用 (意思決定) される。この初期状態にあつては、すべての契約当事者は「無知のヴェール」の下で協議するものとして条件づけられている。さらにいえば、ロールズ『正義論』の体系にあつては、「予想される最悪の結果 (事態)」を比較考量して、もっともましな最悪の結果をもたらす選択候補が採択される、つまり不確実性の下で可能性のある最悪の結果から当事者自身 (個々

人) をつねに守るように判断する「マキシミン・ルール (maximum rule)」<sup>36</sup> に従って協議され決定される。

このロールズ『正義論』を原子力問題に拡大適用していえば、「無知のヴェール」を被せられた契約当事者としての市民が現行の原子力プロセスの下で直面する問題は、「少数の (人々の) 死を引き起こすことになる放射性廃棄物の放出を続けていることを許容するべきか否か」という問題である。だが実際には、契約当事者は、すでに自身が帰属するある社会秩序の下で「無知のヴェール」を被されている、つまり正確な情報を十分に与えられていない。その結果、自己の属性などの有利・不利等の特殊な偶有性 (specific contingencies) に拘束されて、少数の人々が「白血病を発症するかもしれない」としても、それが自分自身や自分の子ども・孫であるのかどうかについては想像できない<sup>37</sup>。

しかし、ロールズ『正義論』の発想法に厳密に従えば、「無知のヴェール」はゼロから社会秩序を設計・構想するスタートライン (初期状態) 上で市民 (契約当事者) がすべての協議に先立って被るものである。その限りにおいて契約当事者、つまり相互に利害関心のない合理的な利己主義者である個々の市民は、一切の個々の属性をはず取られて純粹に一人の個人として対等の関係の下に置かれることになる。その結果、必然的にこの社会秩序をゼロから設計・構想する初期状態の段階にあつては、自分自身や自分の子どもたち、さらには未来に生まれる孫たち (契約当事者) が白血病等のガンを発症するリスク (放射線損傷が促進要因となって誘導される「ゲノム不安定性

(genomic instability)」や放射線が誘発する「バイスタンダー効果 (bystander effect) 等の増大」<sup>38</sup>は、原理上、われわれ自身の存在の根源的な偶有性 (radical contingency) (つまり自己 (我) と他者 (汝) が相互に反転する自己不二の世界に深く根差すがゆえに、否定できないはずである<sup>39</sup>)。ここに否定できない力として顕わになっているのは、「最優先の約束 (commitment)」であるとするロールズの考え、つまり「各個人は、たとえ社会全体の福祉でさえも優先させることができない、正義に基づく不可侵性を所有している」<sup>40</sup>と考える「個人の絶対的権利」が現行の原子力プロセスによって侵害される普遍的な客観的可能性である<sup>41</sup>。

なお、ロールズのいう正義に基づく「不可侵性は身体的不可侵性を含む」といえるだろう。したがって、正確な情報や知識を十分に与えられておらず、説明されることもなく同意も拒否もできない状態に置かれている契約当事者としての市民が放射性排出物で汚染されることは、たとえその排出物を生み出すプロセスが全体としてどれほど社会の利益 (公共の福祉や国益等) に貢献しようとも、正義に適った社会秩序の下にあつては決して許されないことである<sup>42</sup>。いいかえれば、ロールズの『正義論』においてはつきりと定式化された「正義の二原理」に支えられる正当な「現代国家の市民は、核廃棄物の日常的な放出によって彼らの身体が汚染されること」に対して同意することなど決してないはずである<sup>43</sup>。

さらに勧告では、「道徳的に健全な (sound) 行為」つまり「徳が高い (virtuous)」行為を問う徳倫理学 (virtue ethics) が取り

上げられている。注目すべきは、「倫理学に中立的な観点からの基礎を与えることは不可能」であり、「我々は全て、後天的に獲得した、主観的な倫理上の見解を持つている」<sup>44</sup>、と主張するハーストハウスの見地である<sup>45</sup>。勧告が述べるように、このハーストハウスの見地は「客観性については何も主張しない」がゆえに、「政策立案者に対してはほとんど魅力のない哲学的な立場である。」なぜなら、「それは言い逃れのできない事態に対するすきのない回答を彼らに与えないからである。」裏返していえば、「機密と不誠実さの雰囲気の中で運営される」秘密主義 (secrecy) は「有徳な社会をむしろ」のである<sup>46</sup>。「中立的な観点などない」とするハーストハウスの徳倫理学の見地から分析すれば、原子力プロセスがもたらすのは「道徳的に健全な社会に対しては貢献することのない、ある硬直した冷酷さ (callousness)」である<sup>47</sup>。

### 三 勧告の倫理的結論

以上にみたドウウオーキンの権利に基づく理論やロールズの正義論、ハーストハウスの徳倫理学からみれば、本質的に「秘密主義」である原子力プロセスによって避けがたく生み出される放射性物質の漏出行為は、不道徳以外のなものでもない、ということになる<sup>48</sup>。

最後に勧告の「第四・六節 結論」を見ておこう。市民を青ざめさせる取り返しのない環境破壊 (民生用原子力と軍事用核兵器実験、ウラン兵器の使用の不可避的な副産物である環境汚染) は、「資本主義の倫理」(「すべての物の価格 (price)



は心得ているが価値 (value) については何も知らないようなひとつの経済体系」による全世界の知的支配の結果」<sup>49</sup>である。この資本主義の倫理 (つまり功利主義の倫理体系) にあっては、「子どもたちが放射能放出の結果として白血病 (や甲状腺がんなど) で必然的に死んでいくのに、因果関係は否定されるだろうし、いかなる場合も彼らの人数は「絶対少数」である」。したがって政策が暗黙に予期しているのは、子どもたちが放射能による白血病等で死んだとしても、その死は「考慮する価値はない」<sup>50</sup>、という考えである。

かくして勧告は、結論としてこう述べている。いわく、「もしも我々が、我々の価値観を、経済成長駆動世界体制 (economic growth-driven world system) 中に存在するそれをのりこえて広げるならば、民生原子力は、あまりに安くて電気メーターなど要らないどころか、実際のところ、あまりに費用がかかりすぎて容認できないということが明らかになるだろう。」「軍事関連の活動 (核兵器実験、ウラン兵器) に由来する中レベルで非常に長寿命の放射性核種が環境中に組織的に増大している問題は、決して正当化されておらず、したがって功利主義を含むあらゆる倫理体系の枠組みの外部でしか扱われることができないだろう。」「放射能汚染は、第二次大戦後のニュルンベルク裁判で議論されたタイプの人道に対する普遍的な犯罪行為であると見なすべきである。」<sup>51</sup>

### Ⅲ 「人道に対する普遍的な犯罪」の隠蔽と三次元の権力

前章において跡づけたような原子力プロセスをめぐる勧告の倫理的な判断は、いうまでもなく、現実の社会ではただちに受け入れられるものとはならない。なぜなら、現実の社会にはさまざまな利害関心を背景とする相容れない世界観や価値観、社会観等の対立、ならびにこれらと不可分の関係にある権力作用が複雑に絡みあい、せめぎ合って捉えがたく重層的に働いているからである。

本章では、勧告が立脚しようとしている人権に基づく哲学、つまりドウオーキンの権利論やロールズの正義論からなされる倫理的判断がいかにして種々の権力作用によって阻害され、あるいは隠蔽され、操作され、ねじまげられてゆくかをルークス (Steven Lukes 1941-) のラディカルな権力論 (Power: A Radical View) を手がかりに考察してみたい。<sup>52</sup>

広く知られているように、ルークスは独自の三次元の権力 (three-dimensional power) という視座を提起し、その至高の権力行使形態を分析している。この三次元の権力とは、ルークスによれば、マス・メディアや社会化の諸過程といった日常のありふれた形態を通して人々の知覚や認識、選好そのものを造形し支配することによって、人々が「真の利害 (real interest)」<sup>53</sup>に気づかないように作用する構造的な力のことである<sup>54</sup>。しかしひるがえって、本論考の問題関心からすれば、この三次元の権力が作用することで隠蔽される「真の利害」とは何かがここ

で新たに問われなければならないであろう。

私見によれば、三次元の権力行使によって巧みに秘め隠されている人々の「真の利害」とは他からの働きかけがなければ、つまり本来であれば選択するはずの普遍的な人権——人々が唯一無二の存在として例外なく「等しく尊重され気づかわれる」権利——であり、それを保障する正義の諸原理であるといえるだろう。裏返していえば、人々が三次元の権力行使によってこの「真の利害」の本体である普遍的な人権と正義の諸原理の構想に気づかないよう巧妙に操作されている客観的可能性が極めて高い、ということである。

以上のようなルークスの権力論を踏まえたわれわれの認識からすれば、あらためて以下のように問うことができるであろう。すなわち、原子力プロセス（原子力産業の一応合法的な活動）から必然的に生み出される放射性物質による汚染（radioactive contamination）は、実際の社会にあつては勧告がいうように「人道に対する普遍的な犯罪」であるとなぜ理解されないのかと。しかしすでに述べたように、この問いに正しく答えるには、社会の深層において複雑に作用する権力の問題と「真の利害」の関係を見極めることが必要不可欠となる。つまり脱原発社会をめざす広義の良識ある市民運動とそれを支える人権に基づく哲学を定義する際に避けて通れないのは、再確認になるが国家や社会にあつて相克する種々の価値観や世界観等の価値体系と、それらの背後に控える利害状況と深く連動しながら重層的に作動する権力（power）の問題である。

ところでルークスは、この重層的に作動する権力の様相を三

つの次元に分け、それらの複合体として捉えている。すなわち権力とは、具体的には一次元の権力（one-dimensional power）：主体間の観察可能な紛争や対立をめぐって作成され行動として現れる人称的な決定権力）や二次元の権力（two-dimensional power）：支配的な価値観や利害関心に対する隠然ないし公然の挑戦を未然に阻止・挫折させる人称的な非決定権力（たとえば「バイアスの動員」等）、さらには非人称的な三次元の権力をたくみに組み合わせながら、AがBに働きかけ、つまりB自身の知覚や認識、選好を操縦しつくり替えて、Bの「真の利害」に反する考えや行動をとらせる作用——Bが自発的にも非自発的にも服従するように仕向け誘導する力——である。

だがここで留意しなければならないのは、こうした三つの次元の権力作用にも、一定の限界がみられる点である。なぜなら、Aの権力行使の客体であるBが自己の「真の利害」に気づくことがあるからである。この場合、AとBとの権力関係は終焉する<sup>55</sup>。しかしそれにもかかわらず、この権力関係をAが維持・存続させようと思欲する場合はどうであろうか。その場合、Aは支配のための計画を用意周到に練り上げ、Bをたくみに操縦・操作しようとするであろう。具体的には、Aが選択する種々の手法はすべて、Bが自身の「真の利害」に気づかないように、Bの自律性を阻害すべく構成される<sup>56</sup>。

さらにルークスは、このBの自律性について、こう述べている。いわく、「この「真の利害」を見定めることは、Aの責任ではなく、相対的に自律的な条件の下で、それも特にAの権力から独立して——つまり民主的参加を介して——選択権を行使する

Bの責任の問題である」<sup>57</sup>、と。すでに明らかであるように、われわれが先に「真の利害」を本来であれば選択するはずの普遍的な人権、ならびにそれを支える正義の諸原理の構想と不可分の関係にあるものとして捉えたのは、三つの次元からなる権力作用を外部から受けながらも、この相対的な自律性の下で人々が当事者として持つ責任 (responsibility: 他行為可能性) の問題―別言すれば構造に還元されつくさない主体が包蔵する別様の可能性の問題―だからであった<sup>58</sup>。

#### IV ルークスの権力論からロールズの正義論へ

福島第一原発事故を考える際につねに問題となるのは、共約不可能な倫理的な価値判断―世界観や社会観等の信念体系―やそれを背後から支える利害関心をめぐる概念解釈 (構想) の対立と、その深層に見いだされる「真の利害」の隠蔽・偽装・神話化 (種々の安心・安全・必要の言説) の手法であるだろう<sup>59</sup>。この問題の核心を正しく捉え克服するためには前章においてくりかえし検討した「真の利害」について根底から考えぬき、その意味を正しく捉えなければならぬ。つまるところ、われわれの問題関心からすれば、この「真の利害」を人権 (human rights) として捉え、一応合法的に操業される原子力産業の「人道に対する普遍的な犯罪」行為を「有意味な反実仮想 (relevant counterfactual)」の下で問いたさなければならぬ。

ところで、反実仮想 (counterfactual hypothesis) は仮定上の出来事、過程、あるいは事実に対する事態にかかわる言明

(statement) である。つまり反実仮想は、仮に何事かがかくくしかじかであったならば、起こったであろうことを述べるのである。だが、このような反事実的条件命題 (counterfactual conditionals) に含まれる前件 (antecedent) は、実際には実現されていない。それゆえに、後件 (consequent) に内包される主張の正しさの経験的な検証には大きな困難が伴うことになる。それにもかかわらず、ルークスは反実仮想の正しさの経験的な検証が困難であるとす立場はとらず、すべての (歴史上の) 判断には経験的に検証可能な反実仮想が含まれているとする。つまり反実仮想が意味なもの (relevant) であれば、その正しさは証拠 (evidence) をあげて経験的に立証することも反証することも可能である<sup>60</sup>。

人間生活に関する一定の価値評価の立場を選択すること―つまりは善の概念解釈 (構想) の多元性という原事実―から発生する論争性を克服不可能な宿命として引き受け、その原事実を鋭く自覚するルークスの立場<sup>61</sup>を敷衍していえば、人々は現行の原子力プロセスの下で「真の利害」である人権を侵害されつづけている客観的可能性が極めて高いといえよう。しかしなぜ、このように考えるのかといえ、われわれの実践的直観と問題関心がルークスの反実仮想論の有意義性と強く共振し重なり合うからである<sup>62</sup>。

以上の考察を踏まえるならば、われわれが次に設定すべきは、原子力 (核) 発電と核兵器双方の廃絶を志向しうる普遍的な人権の哲学からする正義の諸原理の構想とはどのようなものなのか、という問いである。しかしこの問いに答えるには、勧告の

言説を哲学的倫理的に基礎づけているロールズ『正義論』の発想の原点とは何か、という難問にここで答えなければならぬであろう。

岩田靖夫(一九三二—二〇一五)によれば、ロールズ『正義論』の発想の原点にあるもの、それは「エンドクサ(endoxa:一般通念)」、つまり「だれにも否定できない自明の理」である<sup>63</sup>。このエンドクサとは、「人間にとって自明の普遍的な根源的現実」であり、「当代において大方の人々により承認受容されている信念や常識の集成」である。それはまた、多くの人が真として受容する想定、つまり「ある社会の良識(健全な判断力)の集成」の直覚によって捉えられる<sup>64</sup>。岩田はこのエンドクサをさらにこう敷衍して説明している。いわく、「諸民族の歴史的经验を基にして生成し、時間の流れの中で流動し、相互にぶつかり合い影響を与え合いながら、人類のより大きな普遍的合意(西洋と東洋のエンドクサのぶつかり合いの中から生成する新たな普遍的倫理)へと向かって一步一步自己を鍛え上げてゆくべきものである」<sup>65</sup>と。ロールズはこのようなエンドクサの基底にある倫理的直観を先に言及した「マキシミン・ルール(maximin rule)として捉え返している。

しかし、それではなぜロールズにあってこのような立場が選ばれるのか。ロールズ自身述べているように、彼の考える正義の諸原理(就中「正義の二原理」)は、このマキシミン・ルールという本体から選び出されてくるものだからである<sup>66</sup>。岩田が述べているように、ロールズはこのマキシミン・ルールを「絶対に譲れない」原理であると考えている。というのも、お

のれを「最弱者の位置」においてから物事を考え判断する彼自身の基本姿勢とその姿勢を支える精神史の伝統(具体的にはアリストテレス[Aristoteles: 384-322 BC])に代表されるギリシヤ的合理性とキリスト教の伝統へのロールズの深い信頼があるからである<sup>67</sup>。要するに、マキシミン・ルールは「あらゆる天与の優越性を私すべきではない」と考えるこうした精神史の伝統につらなるロールズの根本直観から生み出されるものである。ロールズ『正義論』はこうした根本直観を内包する深層理論(deep theory)の上に構想された哲学体系である<sup>68</sup>。この点に関連して、ドゥウオーキンは、ロールズ『正義論』の背後に控えている深層理論を「高度に抽象的な権利」の体系として捉え、人々(peoples)が「平等に尊重され配慮されること」への要求が、その本体であると述べている<sup>69</sup>。思うに、この要求は根源的偶有性に支えられるモラルの世界、自他不二の世界(我と汝が相互に反転する世界の実相)の概念的把握(Begriffen)とその根底において深く重なり合い響き合うものである<sup>70</sup>。

## V おわりに

脱原発のための人権の哲学と正義の諸原理が広島と長崎への原爆投下、チェルノブイリや福島の大惨劇な事故その他の経験と踏まえた反省と自覚の深まりに支えられて正しく「人類普遍の原理」(日本国憲法前文)として構想されるならば、原子力(核)発電—高速増殖炉・小型モジュール炉・核融合炉による発電を含む—はどれほど社会全体の便益(公共の福祉や国益、持続可

能な開発目標等)に貢献し、脱炭素エネルギー(ベースロード電源)として喧伝され正当化されようとも、われわれ人類を一構成員とする地球上の生命圏に回復不可能なダメージを必然的に与える科学・技術の体系であって、決して許容されるべきではない。本論考が三次元の権力論をも採り入れて考察したように、「正当な国家(a just state)」にあっては、原子力(核)発電はやはり「不道徳(immoral)」であり、人々の「真の利害」である人権と正義の諸原理の構想とは根本的に相容れない<sup>70</sup>。さらによれば、この倫理的な自覚と判断は、「環境正義(environmental justice)」や「気候正義(climate justice)」<sup>71</sup>には「世代間倫理(intergenerational ethics)」や「未来倫理(ethics of the future)」等の環境倫理学の中核概念に照らし合わせても不動である<sup>72</sup>。

本論考の結論は、どれほど内外の政治経済や核抑止力に支えられる現実を踏まえない、それゆえ実現不可能な観念的思弁(理想論)にすぎないと批判されようとも、現代の科学・技術(核)文明への原理主義的信仰が実際に生み出してきた病理や悲劇の歴史から深く学んだ現実主義的理想論(「非理想的理論」)<sup>73</sup>である。本論考の考察によって見極められる人々の「真の利害」は、われわれ人類の根源的偶有性に支えられるモラルとしての人権擁護の選択や正義の諸原理の構想と一体不可分の関係性にある。畢竟、われわれには自然史と生命史の諸原理を根底から破壊する原子力(核)文明からそれらをわきまえて共生・永続する文明へのパラダイムシフト(paradigm shift)と実践が求められているといえよう。

1 注

この勧告(2010 Recommendations of the European Committee on Radiation Risk: *The Health Effects of Exposure to Low Doses of Ionizing Radiation*, Green Audit Books, 2010)の翻訳は、山内知也監訳『放射線被ばくによる健康影響とリスク評価―欧州放射線リスク委員会(ECRR)二〇一〇年勧告』(明石書店、二〇一一年)として刊行されている。またWeb上に「参考資料」欧州放射線リスク委員会ECRR・山内知也(maco.co.jp)が公開されている。なお、本論考における考察の対象は筆者の問題関心とテーマ設定のゆえに、勧告の第一章〜第四章、ならびに「勧告の概要」の言説に限定されている。

2

同、勧告、六九頁。  
この点の詳細については斎藤修「ICRRPとECRRRのバトル―其の一」(saitosamu20130813.pdf (engy-sqr.com)、二〇一三年七月二三日)を参照されたい。

4

前掲、勧告、一二頁。なお、「緑グループ」の思想と戦略については、スプレットナク+カブラ(吉福伸逸ほか訳)『グリーン・ポリティックス』(青土社、一九九二年)、同盟90/ドイツ緑の党『未来は緑―ドイツ緑の党 新綱領』(緑風出版、二〇〇七年)、若尾祐司・本田宏編『反核から脱原発へ―ドイツとヨーロッパ諸国の選択』(昭和堂、二〇一二年、所収)などを参照されたい。

5

同、勧告、一二頁。  
同、勧告、一二頁。なお、欧州議会(European Parliament)は、欧州連合(EU)の主要機関の一つであり、EU加盟各国から直接選挙で選出された議員によって構成されている。

7

クリス・バズビー(飯塚真紀子訳)『封印された「放射能」の恐怖』(講談社、二〇一二年)、一八頁、ならびに同、勧告「第六章 欧州放射線リスク委員会のメンバーとその研究や助言が本報告に貢献した諸個人」(二八一―二八八頁)参照。

- 8 同、勧告、一二頁。欧州原子力共同体 (EURATOM: European Atomic Energy Community (ユーラトム)) は、「欧州における原子力産業の育成、基盤整備等を目指して一九五八年一月に設立された機関」(欧州原子力共同体—ATOMICA—[inea.go.jp])である。なお、欧州原子力共同体指針(指令)96/29 (Directive Euratom 96/29)については、植月献二「EUにおける原子力の利用と安全性」(国立国会図書館、外国の立法二二四、二〇一〇年六月、四五頁)参照。
- 9 同、勧告、一四頁。
- 10 同、勧告、三三三—三三三頁。
- 11 同、勧告、三三三頁。
- 12 同、勧告、三三三頁。なお、「」内の記述は引用者の補足である。
- 13 同、勧告、七四—七五頁。
- 14 同、勧告、三三三頁。
- 15 同、勧告、三三三頁。
- 16 ここでいう「国連の人権宣言」(the UN Declaration of Human Rights)とは、一九四八年十二月一〇日の第三回国際連合総会で採択された世界人権宣言 (Universal Declaration of Human Rights) のことである。
- 17 前掲、勧告、三三三頁。
- 18 同、勧告、三三三頁。
- 19 同、勧告、四八頁。
- 20 同、勧告、四九—五〇頁。
- 21 同、勧告、五〇頁。
- 22 同、勧告、五〇頁。この種の勧告の言説は以下のウィリアム・シロウ (William Harry Shaw 1948-) の著作 (Contemporary Ethics: Taking Account of Utilitarianism, Oxford, Blackwell, 1999) を踏まえて述べられている。
- 23 同、勧告、五一頁。
- 24 同、勧告、五〇頁。
- 25 同、勧告、五一頁。
- 26 同、勧告、五一—五二頁。
- 27 同、勧告、五二頁。ドウウォーキン(木下毅ほか共訳)『権利論増補版』(木鐸社、一九九二年)、二六五頁。
- 28 同、ドウウォーキン、二七二頁。
- 29 同、勧告、五二頁。
- 30 同、勧告、五二頁。
- 31 同、勧告、五三頁。なお、世界人権宣言(仮訳文)(mofa.go.jp)をも参照。
- 32 同、勧告、五三頁。
- 33 同、勧告、五三頁。なお、この原子力プロセスに対する勧告の認識については、五二—五三頁参照。
- 34 同、勧告、五三頁。
- 35 ロールズの初期状態の意味については、岩田靖夫『倫理の復権』(岩波書店、一九九四年)、九〇—九七頁参照。
- 36 ジョン・ロールズ(川本隆史ほか訳)『正義論 改訂版』(紀伊國屋書店、二〇一〇年)、二〇八—二〇九頁、前掲、岩田、九四—九七頁。
- 37 前掲、勧告、五四頁。
- 38 前掲、バズビー、五四頁、研究プロジェクト—国立がん研究センター研究所 (ncc.go.jp) 参照。
- 39 ロールズの正義論構想の深層にある根源的偶有性の意義については、中島吉弘「根源的偶有性と人権の社会哲学—ルークスからロールズへ」『生命倫理研究資料集Ⅳ』(平成二〇年—二二年度 基盤研究(B)(一般) 課題番号 20320004) 富山大学、平成二二年三月、二五七—二七一頁、ならびに John Rawls, *A Brief Inquiry into The Meaning of Sin & Faith With "On My Religion"* (Harvard University Press, 2009, pp.259-269) を参照されたこと。
- 40 前掲、勧告、五四頁。
- 41 同、勧告、五四頁。

- 42 同、勧告、五四頁。
- 43 同、勧告、五四頁。なお、ハーストハウスの徳倫理学の全貌について、さしあたり林誓雄「『研究報告』徳倫理学の最前線(1)」ロザリンド・ハーストハウスの徳倫理学」(実践哲学研究(2013) 36:73—152) [jk36\\_073.pdf](#) (kyoto-u.ac.jp) を参照された。
- 44 同、勧告、五五頁。
- 45 ハーストハウスの立場からすれば、従来の倫理学(例えばカントに由来する義務論やベンサムやミルに始まる功利主義など)には客観性が認められない。詳しくは、R・ハーストハウス(土橋茂樹訳)『徳倫理学について』(知泉書館、二〇一四年)二六九—二八四頁、三六〇—三六一頁などを参照されたい。
- 46 前掲、勧告、五六頁。
- 47 同、勧告、五六頁。
- 48 原子力プロセスが本質として持つ「秘密主義」(民主主義と人権の蹂躪)については、ロベルト・ユンク(山口祐弘訳)『原子力帝国』(日本経済評論社、二〇一五年)などの考察を参照されたい。
- 49 前掲、勧告、六八頁。
- 50 同、勧告、六九頁。
- 51 同、勧告、六九頁。「人道に対する罪 (crimes against humanity)」とは、一九四五年に調印された国際軍事裁判所憲章に規定される犯罪概念である。ニュルンベルク裁判はこの憲章に基づいて実施された。なお、この犯罪概念は一九九八年に採択された国際刑事裁判所ローマ規程 (Rome Statute of the International Criminal Court: 二〇〇二年発効) では「人道に対する犯罪」と定義されている。現在では戦時・平時を問わない「国際法上の犯罪」の一つとして位置づけられている。
- 52 *Power: A Radical View*, Macmillan Press, First edition, 1974 (S・ルークス(中島吉弘訳)『現代権力論批判』未来社、一九九五年)は、その後、新たな二つの論考「権力・自由・理性」と「三次元の権力」が付加され、タイトルを変えず二〇〇五年に Palgrave Macmillan から刊行されている。
- 53 この「真の利害」概念の詳細については、前掲、ルークス、一一五—一二七頁、訳注(9)を参照されたい。
- 54 同、ルークス、一四〇—一四二頁。
- 55 同、ルークス、五六頁。
- 56 同、ルークス、五六頁。
- 57 同、ルークス、五六—五七頁。
- 58 このような読み込みを行う筆者の立場については、同、ルークス、一四一—一四四頁、訳者解説を参照されたい。
- 59 高木仁三郎『原子力神話からの解放』(講談社+α文庫、二〇一一年)参照。
- 60 この有意味な反実仮想については、前掲、ルークス、訳註(10)、一二七—一二九頁参照。
- 61 前掲、ルークス、九頁。なお、こうしたルークスの立場は、「正義の環境 (circumstances of justice)」(「その下において人間の協働が可能になり、またそれが必要とされる正常の条件」とロールズが呼ぶ事態を念頭に置いた以下の認識に支えられている。すなわち、善の概念解釈(構想)の多元性は、人間の条件として、つまり人間社会の本質として存在しつづけるのりこえ不可能な事実であるからこそ、「正義や権利や義務が必要とされる」との認識がそれである。詳しくは、中島吉弘「S・ルークスにおける人権擁護論と道徳性の位相」(中央大学法学会編『法学新法』第一〇七巻第三・四号、中央大学法学会、二〇〇九年九月)、三九一—三九三頁を参照されたい。
- 62 このように「真の利害」の本体を人権として読み込む際に有力な手がかりは、一九九三年に行われたルークスのアムネスティ講義「人権をめぐる五つの寓話」(ロールズ他(中島吉弘、松田まゆみ訳)『人権について』(みすず書房、一九九八年所収)である。なお、このアムネスティ講義の意義と詳細については、前掲、拙稿『法学新法』参照。

- 63 前掲、岩田、一七頁。
- 64 同、岩田、一四一―一五頁。
- 65 同、岩田、一八一―一九頁。
- 66 「正義の二原理 (two principles of justice)」については、前掲、ロールズ、八四頁、マキシミン・ルールとの関係については、二二―二頁を参照されたい。
- 67 前掲、岩田、二二―四九頁、二五三―二五四頁参照。
- 68 同、岩田、四九頁参照。ここで岩田は極めて重要な指摘をしている。すなわち、「われわれ一人一人の存在の偶有性 (contingency)」という観点がロールズの思想の中核点であったが、この観点は、自己自身のうちに存在根拠をもたない被造物としての人間という含蓄をその背後に秘めて」いる、との指摘がそれである。
- 69 この点については、旗手俊彦「ドゥオーキン権利論の社会哲学」(北大法学論集 三七(五)、一四九―二一〇頁、一九八七年三月二七日、<http://ndl.handle.net/2115/16534>)などを参照されたい。
- 70 この根源的偶有性に支えられるモラルが人権の本体であると考え、前掲、岩田、一七一―一八頁、またロールズ『正義論』と自他不二の関係については、小坂国継『環境倫理学ノート』(ミネルヴァ書房、二〇〇三年)、一四七―一四九頁を参照されたい。
- 71 前掲、勧告、五四頁。
- 72 これらの観点の意義については、ハンス・ヨナス(加藤尚武監訳)『責任という原理―科学技術文明のための倫理学の試み』(東信堂、二〇一〇年)を参照されたい。
- 73 この病理や悲劇はケストラーのいう「人類の苦悩の本質」と重なり合うものといえよう。詳しくは、アーサー・ケストラー(田中三彦・吉岡桂子訳)『ホロン革命―部分と全体のダイナミックス 新装版』(工作舎、二〇二二年)二二―二六頁参照。また筆者の現実主義的理想論の立場は、ロールズの「非理想的理論 (nonideal theory)」を踏まえたものである。詳しくは、ロールズ「万民の法 (The

Law of Peoples)」(前掲、「人権について」所収、八八―八九頁)を参照されたい。